6 吹市総第 6019-2号 令和 6 年 9 月 9 日 (2024年)

吹田社会保障推進協議会 会長 阿部 誠行 様

吹田市長 後藤 圭二 (公印省略)

要望書について(回答)

とおり回答いたします。

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。 令和6年(2024年)8月 13 日に受付しました標記のことにつきまして、別紙の

【問合せ先】

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当 (吹田市役所 中層棟 | 階 105番窓口)

担当者:湯川

〒564-8550 吹田市泉町 I 丁目 3 番 40 号 電話番号 06-6384-1378 (直通)

FAX番号06-6385-8300

メールアドレス: ko_sodan@city.suita.osaka.jp

平日9:00~17:30 (土・日・祝日は休み)

① 新型コロナウイルス感染症は、第5類に移行後も社会福祉施設等での集団感染が発生しています。命や健康を守るために早期に感染者を発見し、感染を拡げないために抗原検査等の実施が施設等の努力で行われており、財政的負担も大きくなっています。施設等の感染状況や検査キットの供給ひっ迫状況等に関わらず、必要な検査キットを社会福祉施設等に配布してください。

(担当:高齢福祉室・障がい福祉室)

コロナ禍においては感染状況や検査キットの供給ひっ迫等の状況を踏まえ、検査 キットを配布いたしました。今後も状況を見極め、必要に応じて支援を検討してま いります。

② 全国でも多くの自治体で実施している各医療費助成制度の「窓口負担ゼロ」を 大阪でも早急に実施するよう府に強く働きかけて下さい。府下でも高槻市では独 自に子ども医療費の窓口負担ゼロの実施が決まりました。高槻市の動向を踏まえ 吹田市でも早急に取り組みを進めて下さい。また、入院時の食事療養にかかる費 用は4万円を超え(大阪社会保障推進協議会調べ)、在宅療養者を上回る負担が 生じており、この間回答いただいている「在宅で療養されている方等との費用負 担の均衡という観点」から見ても、負担の大きい入院時食事療養費を助成の対象 に含めるよう直ちに見直してください。

(担当:子育て給付課)

子ども医療費助成制度は、子どもの健康の保持及び健全な育成に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を助成するもので、本来、国や大阪府の施策として広域的に実施すべきものと考えていますが、これまで所得制限の撤廃や対象年齢の拡大等、本市独自の取組として拡充してきたところです。

一方、国保の保険者努力支援制度において、子供の医療の適正化等として、窓口での一部自己負担を求めているかを問う項目があるなど、国としても一部自己負担を設けることが適切であるとの考えであるものと認識しており、市としても、一部自己負担を設けることは、医療の適正な受診の観点、受益と負担の在り方として適切なものと認識しています。

また、限られた財源の中で広く子育て世帯への助成を継続するためには、医療費の無償化は困難と考えています。

引き続き、国・府に要望していくとともに、他市の動向を注視しつつ、本市におきましても子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

入院時食事療養費については、健康保険制度において、平均的な家計の食事を勘案して国が定めている標準負担額を負担いただくものとなっており、在宅で療養されている方等との費用負担の均衡という観点から助成は難しいと考えています。

(担当:すこやか親子室)

すこやか親子室では国の制度に基づき、未熟児養育医療費助成及び小児慢性特定 疾病医療費助成制度において、入院時食事療養費の一部を公費負担しております。

(担当:障がい福祉室)

現在、他都道府県における重度障がい者医療費助成と類似の制度におきまして、 窓口負担がない制度が多数であるとは認識しておりません。

また、食事療養費につきましては、課税状況・入院日数・年齢等の状況により 490 円から 110 円までの異なった単価が適用されており、所得が低く入院日数の長い方には、健康保険制度で一定の対応がなされているものと考えております。

今後とも障がい者に対する医療費助成が国の制度となるよう、市長会を通して引き続き要望してまいります。

(担当:成人保健課)

吹田市被爆者二世医療費助成制度では、吹田市在住の非課税世帯の被爆者二世を対象に、医療費助成を実施しています。被爆者一世の手当支給に係る厚生労働省令に準じた II の障害を伴う疾病群を対象とし、窓口での本人負担分を申請いただくことで、医療費の助成を行います。一時的な窓口負担は発生しますが、対象の疾病群に係る医療費であれば、申請された本人負担分及び入院に係る食事療養費の全額が助成対象となるため、医療に係る負担軽減に寄与していると考えています。

(担当:地域保健課)

指定難病の医療費につきましては、難病法や関係法令に基づき、大阪府が助成を 実施しているところです。本市としましては、社会情勢等を踏まえ、府や他市の動 向を注視してまいります。

③ 2027 年度中に協和会病院が箕面市に移転予定ですが、吹田市が委託している 認知症初期集中支援チーム、医療依存度の高い患者のレスパイト入院、リハビリ 機能を有するなど、市民にとって身近な医療機関として根付いてきました。移転 後のそれら重要な役割を市内でどのように維持していくのか、見通しを教えてく ださい。

(担当:高齢福祉室)

認知症初期集中支援業務については、平成 29 年度(2017 年度)から事業を開始し、地域包括支援センターや医療機関と連携しながら地域に根差した取組を展開してまいりました。現契約期間は令和7年度(2025 年度)末までですが、同法人の継続が難しい場合においても、チーム員が養ってきたスキルの継承や支援継続中の対象者の円滑な引継ぎができるよう、令和7年度中に、事業者の選定等を進めてまいりたいと考えております。

(担当:保健医療総務室)

現在、超高齢社会や人口減少による医療ニーズの変化に対応した医療体制の構築が求められており、大阪府においても地域医療構想として、府により医療圏ごとに 医療体制の整備が行われています。

協和会病院については、リハビリ等の回復期病床の機能等を有する病院ですが、令和 10 年中の開院を目標に、箕面市立病院と再編統合されることとなりました。

再編統合による影響も含め、将来の医療ニーズに応じた医療体制の整備については、市単独ではなく大阪府地域医療構想として豊能医療圏全体の問題として検討する必要があることから、本市としても大阪府とともに、圏域において将来必要な病床機能への転換が促進されるよう、病院間の協議の場等において、引き続き、将来の医療需要や地域医療構想の進捗状況等の情報提供を行うなどの働きかけを行ってまいります。

また、医療を必要とされる在宅療養者に対して、在宅医療の体制整備や診療所と 病院との連携促進、また在宅医療と介護の連携等、市域の在宅医療推進について も、市として引き続き取り組んでまいります。

④ 子どもたちにとってゆたかな教育環境の保障につながる少人数学級を早期に 実現させてください。また、昨年度の懇談(2023年II月)以降の取り組み状況 を教えてください。

(担当:学校教育室)

本市は児童・生徒が増加する傾向が依然として続いており、学級増に伴う教室確保が困難となる学校が多数あるのが現状です。引き続き国の方針及び大阪府の加配措置を合わせて、35人学級の実施に向け、計画的に取り組んでおります。

⑤ 小学校の統廃合により子ども・保護者・地域住民に不安や混乱が生じています。 小学校・中学校区の再編等を行う際には、子ども・保護者・地域住民等への丁寧 な説明が行われ、意見等を聴く中で十分時間をかけて対策を講じてください。ま た、教育環境等に影響が及ばないような都市計画の策定と、開発の認可は慎重に 行ってください。

(担当:教育未来創生室)

子供たちにとってより良い教育環境を作るため、学校規模適正化に取り組んでいるところですが、必要に応じて保護者説明会や児童へのアンケート、意見交換会等において関係者のお声を丁寧に聞いてきました。また、自治会をはじめとする地域住民の方からの御相談等につきましては、市長部局が対応させていただきます。今後も校区再編が生じた場合は、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

(担当:都市計画室)

都市計画につきましては、都市計画に関する基本的な方針となる吹田市都市計画 マスタープランに沿って定めており、当該マスタープランは、本市が最上位計画と して策定する総合計画に即すとともに、防災、環境、教育等の分野別計画とも調整 を図り策定しています。

今後も、各分野別計画と調整を図りながら吹田市都市計画マスタープランを策定 し、当該マスタープランに沿って都市計画を定めてまいります。

(担当:開発審査室)

開発許可につきましては、都市計画法に基づき、環境の保全、災害の防止、通行 の安全等を勘案して許可しております。

また、教育環境等への影響につきましては、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づいた事前協議の場において、担当室課である教育未来創生室が教育環境に配慮した住宅開発となるよう事業者に働きかけを行っております。

⑥ 全員喫食の中学校給食は、事業者主体になりかねない民設民営ではなく、生徒たちに安心・安全で安定した給食の提供ができ、学校教育としての食育が推進できる、より良い方式で早期に実施してください。

(担当:教育未来創生室)

中学校の全員給食の実施に向けて、本年8月に「中学校の全員給食に向けた基本計画」を策定しました。今後、本基本方針に沿って、令和 10 年度中の全員給食開始に向けて、準備を進めてまいります。

民設民営のセンター方式で実施するに当たり、本市は給食の実施責任者として、 給食調理の内容や調理場の衛生管理体制などについてあらかじめ確認した上で、それに基づく業務実施を求めてまいります。また、全員給食開始後も、工程全体の確認を行い、衛生管理などの状況を適切に把握し、必要に応じ改善を求めるなど、安心・安全な給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

⑦ 学童保育の待機児童解消を民間委託頼みにせず、他市で実施されているフルタイム化も含めた処遇改善を通して指導員確保を早急に進めてください。また、配置基準・面積基準の改善を市独自で早急に行ってください。

(担当:放課後子ども育成室)

待機児童解消には柔軟な雇用が可能な民間事業者の協力が不可欠であり、令和7年度に4か所の新規委託を行います。また、任用の在り方につきましては、常勤職員化を含め、課題等について他市動向を確認しつつ検討してまいります。

配置基準・面積基準につきましては、引き続きすべての育成室において、放課後 児童クラブ運営指針に基づいた業務を遂行できるよう努めてまいります。

なお、指導員の処遇につきましては、令和5年4月から指導員の初任給の報酬を 6号給引上げ、改善を図りました。 ② 2026年度より実施予定の「こども誰でも通園制度」に関して、現時点での市の評価や課題、取組み状況等について教えてください。

(担当:子育て政策室)

「こども誰でも通園制度」については、他市における先行事例の実施状況を確認 しながら、ニーズも踏まえて、今後、実施に向けて検討する予定です。

⑨ 安心・安全な保育を行なうために、保育士の処遇を改善するとともに、保育士確保を市として早急に進めてください。

(担当:保育幼稚園室)

保育士の処遇改善に関しましては、保育士を基準よりも多く配置した際の人件費やICT等を活用した業務システムの導入費用などを補助する取組により、保育士が働きやすい職場環境の整備を進めております。

また、保育人材の確保に関しましては、保育士・保育所支援センターでの求人のあっせん、保育士宿舎借上費用の補助、保育士に対する給付金の支給などを通じ、 多角的に取り組んでいます。

⑩ 度重なる物価の高騰で家計に深刻な影響が及んでいます。必要不可欠な生理用 品を公共施設等で配布し、なおかつ学校では保健室等での配布に加え、誰もが必 要な時に利用できるよう個室トイレに設置する等の対策を講じるとともに、昨年 度以降の取り組み状況を教えてください。

(担当:人権政策室)

男女共同参画センターでは、本年2月から女子トイレ及び多目的トイレへの生理 用品の設置を試行的に実施しています。また、先行事例である当センターでの設置 方法や利用状況について、庁内に情報提供を行いました。

(担当:学校管理課)

社会全体を見渡してみますと、広く一般的にトイレの個室に生理用品が設置されている状況には至っておりませんが、教育委員会といたしましては、ごく当たり前に生理用品が設置されている状況が望ましいと考えており、引き続き社会状況を注視しながら、先行事例の情報収集に努めているところです。

① 生活保護申請や生活困窮者等の相談窓口について、低層棟エレベーター設置工事を機会に、人通りの多い I 階から 3 階へ移設され、一定改善されたと考えています。しかしながら、新しい相談窓口も衝立で区切られており、相談者のプライバシーが十分守られる環境にはなっておらず、他市を参考に個室ブースにする等の配慮ある改善を早急に行ってください。

(担当:生活福祉室)

生活保護の申請・相談者が、個別ブースでの対応を御希望された場合には、面談室へ御案内し、対応しているところです。

個別ブースの必要性は十分に認識しておりますが、全庁的に業務スペースの課題がある中で、早急な解決は難しいと考えております。

② 大阪社会保障推進協議会の要望書『7.障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療』③(障害福祉サービスの上乗せに関する項目)に関連して、昨年度の懇談において、障がい福祉室参事より「市独自基準は撤廃する」という回答をいただいていましたが、大阪社会保障推進協議会発行の「2024年度自治体キャラバン行動実施要項・資料集」PI62の一覧表では「要介護5であって、重度訪問介護の対象となる者」との記載が残っています。昨年6/30付の厚労省事務連絡に基づき速やかに市独自の基準を撤廃し、内規等を削除の上で担当室内で周知徹底してください。

(担当:障がい福祉室)

2024年4月23日付けの大阪社会保障推進協議会からの調査において、「介護保険での不足分の障害者サービスでの上乗せ」について、「要介護5であって、重度訪問介護の対象となる者」との基準を設けていると回答いたしましたが、昨年度の意見交換会において、「市独自基準は撤廃する」と回答したとおり、昨年度すでに撤廃しており、誤って回答しておりました。大阪社会保障推進協議会に対し速やかに訂正させていただきます。誤解を生じる事態になりましたこと、深くお詫び申し上げます。また、市独自基準の撤廃については、障がい福祉室内で周知徹底し、運用しております。

障がい福祉サービスの支給決定におきましては、引き続き個々の状況に応じ、障がい福祉サービスが必要な場合は柔軟に対応してまいります。

③ 吹田市障がい者福祉年金及び難病患者等給付金は、当事者の声を十分踏まえることなく廃止されたという声が寄せられています。受給者に対する影響調査等を早急に実施し、廃止された財源が受給者の医療や福祉等の暮らしに関わる支出への補助や給付等に十分活用されるよう制度化してください。

(担当:障がい福祉室)

今後、障がい者(児)に対する支援施策として、重度障がい者へのサービス、相談支援体制、福祉人材の確保に関する施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

これらの施策を、より実効性のあるものとするためには、障がい当事者の声を聴 くことが重要であり、現在、その方法についての検討を進めております。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。